



# 浦野家通信 11月



気がつけば日脚もめっきり短くなり、冬の訪れを感じております。  
 向寒のみぎり、健康には十分にご留意なされさらにご活躍されますことを祈念申し上げます。



## 11月の予定



11日(月)

・10月分源泉所得税  
 住民税の特別徴収税額の納付

15日(金)

・所得税の予定納税額(第2期)の減額申請

12月2日(月)

・9月決算法人の確定申告  
 ・10月分社会保険料納付  
 ・3月決算法人の中間申告  
 ・3月,6月,12月決算法人の  
 消費税3か月ごとの中間申告



## 【年末調整の必要書類】

今回は年末調整に必要な資料をお伝えしたいと思います。

1. 全従業員様の12月支給分までの給与明細
2. 令和7年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書  
(R6年中に入社された方はR6年度分も必要)
3. 給与所得者の保険料控除申告書
4. 給与所得者基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
5. 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書
6. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
7. 個人で加入されている生命保険料・地震保険料などの控除証明書
8. 前職の源泉徴収票  
(令和6年中に勤め先に変更があった場合)

昨年度との変更点  
4の申告書に配偶者が定額減税の対象になるかどうかのチェック欄が追加されています。

☆6、7、8に記載の控除証明書、残高証明書につきましては10月の終わり頃から封書又はハガキの形で順次送付が開始されておりますので、お手元に届きましたら保存していただき、他の書類と一緒にご提出ください。

☆6の資料は、いわゆるローン控除を受けるために必要な書類なのですが、令和6年中にマイホームを購入し居住した方については、年末調整でローン控除を受ける事はできず初年度については確定申告が必要となります。ご注意ください。確定申告をすると次の年からは6の資料が税務署より送付されますので年末調整でローン控除の適用ができるようになります。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1

2

3

4

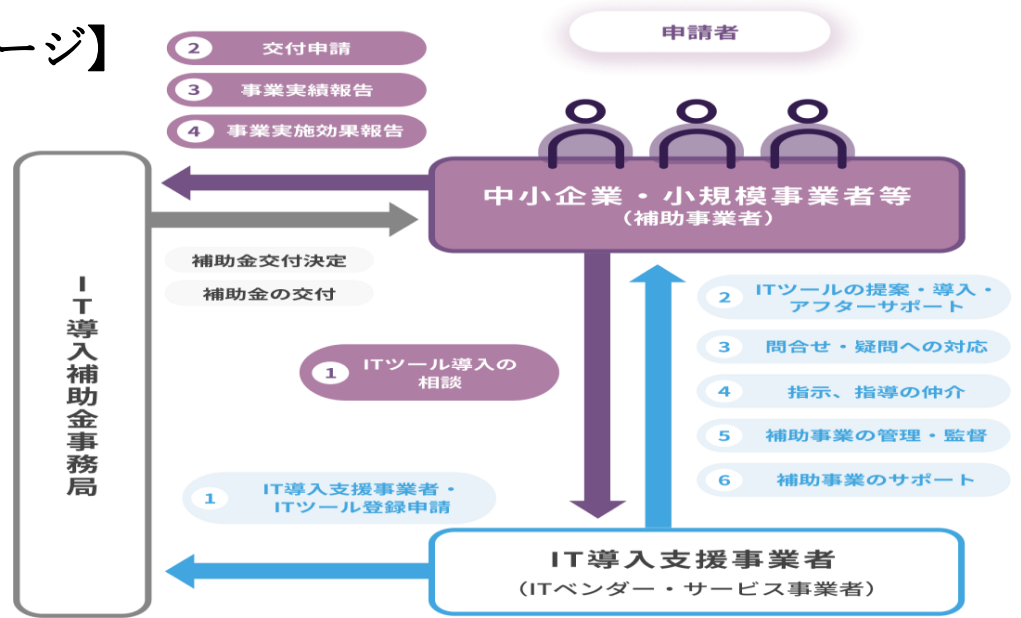
# 来年度もIT導入補助金は継続されます。

本年度のIT導入補助金の募集は、第7回目の募集(令和6年10月15日締め切り)で最終となりましたが、令和7年度も当該補助金の募集は継続されるようです。

来年度は、6回ほどの募集が行われるようです。

IT導入補助金とは中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等)に対応するため中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現することを目的とする補助金です。

## 【IT導入補助金のイメージ】



## 「勤労感謝の日」



勤労感謝の日とは、広く働く人々の勤労に向けて感謝を示す日のことです。働くことや仕事そのものを大切な習慣として重んじ、国民同士が互いに感謝を示し合う日として制定された祝日です。平成時代は天皇誕生日が12月23日にあったので、その日が1年で最後の祝日でした。しかし、令和になった現在、年内最後の祝日は11月23日の勤労感謝の日です。2024年の11月23日は土曜日であることから、普段の休日と変わらない日を過ごす人も多いでしょうが、「勤労感謝の日」であることを意識して自分を労ってみても良いでしょう。

## 立冬(りっとう)



立冬は1年を15日程度の区分に分けた二十四節気のひとつで、冬のはじまりにあたります。日付は毎年異なりますが、11月7日になることが多く、2024年の立冬も11月7日です。

なお、立冬の次の二十四節気である小雪(しょうせつ)がはじまるまでの約15日間(11月7日~21日頃)を立冬とすることもあります。最初の日(11月7日頃)だけを指して立冬と呼ぶこともあります。

11月は現在の暦では秋ですが、二十四節気ではもう冬です。夜間の冷え込みが厳しくなるため、暖房器具やコートなどの準備をしておきましょう。また、寒暖差に体調を崩しがちな季節です。栄養バランスや運動などを意識し、体調管理に努めてください。